

情個審 第 36 号

平成 27 年 1 月 15 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 2 月 5 日付け人諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「分限懲戒等処分者一覧表」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第 165 号)

(情報公開答申第 140 号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成25年11月19日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した。

平成元年度から平成24年度までに懲戒処分を受けた職員の氏名（フリガナを含む。）、生年月日、所属及び役職のわかる文書

### 2 実施機関の決定及び通知

平成25年12月10日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、「分限懲戒等処分者一覧表（平成元年度から平成24年度）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、「職名」及び「氏名」の部分については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、例外規定のいずれにも該当しないため、条例第7条第2号に該当するとして不開示とし、「生年月日」及び「フリガナ」について記載した文書は保存していないとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成26年1月20日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

開示を求めた情報は、過年度分の内容であり、条例第3条第1項「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」の趣旨に反した決定であり、違法である。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づいて県職員に対して行った懲戒処分等の状況を一覧表形式でまとめたものであり、そこには、被処分者の氏名、職名、勤務課所等が記載されており、全体としてみると被処分者の身分取扱いに係る情報である。

##### 2 本件処分の妥当性について

###### (1) 「職名」、「氏名」の部分について

###### ① 条例第7条第2号本文の該当性について

本件行政文書中の「氏名」の部分は、被処分者の氏名が記載しており、同号本文に定める「特定の個人を識別することができるもの」に該当するのは明らかである。

「職名」の部分は、被処分者の職名を記載しているが、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、「職名」の部分と本件処分で開示とした「年度」及び「勤務課所」の部分の情報並びに慣行として公にされている「茨城県職員録」の情報とを照合することにより、被処分者の氏名を特定することができるため、同号本文に定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」となるものに該当する。

よって、「職名」、「氏名」の部分は、同号本文に該当する。

###### ② 同号ただし書アからウの該当性について

###### ア 同号ただし書アの該当性について

被処分者については、「職員の懲戒処分に係る公表基準」に基づき被処分者の所属、職名、処分の内容及び理由並びに処分の内容に応じて氏名を公表しているが、処分がなされた日の直後に1回限り発表するものであり、その後、引き続き公表した事実もない。よって、本件開示請求時点において、県民の知り得る状態にあったとは

いえず、慣行として公にされている情報とは認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

イ 同号ただし書イの該当性について

「人の生命，健康，生活及び財産を保護するため，公にする必要がある」とする事情は認められないことから，同号ただし書イに該当しない。

ウ 同号ただし書ウの該当性について

「職務の遂行に係る情報」とは，公務員が行政機関又はその補助機関として，その担任する職務を遂行する場合における情報であつて，職員の勤務成績や処分歴など職員の身分取扱いに係る情報は，「職務の遂行に係る情報」とは認められないことから，同号ただし書ウに該当しない。

(2) 「生年月日」，「フリガナ」について

「生年月日」，「フリガナ」については，過去の処分状況等を管理する上で，氏名等により個人を特定することができ，特段必要な情報でもないことから，本件行政文書においては保有していない。

また，仮に本件行政文書において「生年月日」，「フリガナ」を保有していたとしても，被処分者の「氏名」の部分同様，上記（1）により不開示情報となる。

(3) 結論

以上により，本件処分は条例に基づいた適正なものであると判断する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は，本件諮問事案について審査した結果，次のように判断する。

### 1 本件行政文書について

異議申立人は，懲戒処分を受けた職員の氏名（フリガナを含む。），生年月日，所属及び役職のわかる文書の開示を求めていることから，実施機関は，開示請求に係る行政文書として平成元年度から平成24年度までの分限懲戒等処分者一覧表を特定した。

実施機関は，本件行政文書のうち「職名」及び「氏名」の部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とし，「生年月日」及び「フリガナ」について記載した文書は保存していないとして不開示とする本件処分を行ったが，異議申立人は，本件処分は，条例第3条第1項に定める条例の解

積及び運用の指針に反した決定であるとしていることから、以下その妥当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 「職名」及び「氏名」の部分について

条例第7条第2号では、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしている。

本件行政文書のうち「氏名」の部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、「職名」の部分は、本件処分で開示した「年度」及び「勤務課所」の部分の情報並びに慣行として公にされている「茨城県職員録」の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、同号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

同号ただし書アでは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、同号の不開示情報から除外することとしているが、懲戒処分を受けた職員の「職名」及び「氏名」の部分は、開示請求時点において、法令の規定により又は慣行として公にされている情報であるとは認められないため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書ウでは、公務員の職務遂行に係る情報のうち、「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号の不開示情報から除外することとしているが、懲戒処分を受けたこと自体は、当該公務員が担任する職務の遂行そのものではないため、懲戒処分を受けた職員の「職名」の部分は、同号ただし書ウに該当しない。

したがって、「職名」及び「氏名」の部分については、条例第7条第2号に該当すると判断する。

### (2) 「生年月日」及び「フリガナ」について

実施機関は、「生年月日」及び「フリガナ」については、過去の処分

状況等を一覧表形式で管理する上で特段必要な情報でもないことから、本件行政文書においては保有していないとしているが、その主張に不自然、不合理な点はないと判断する。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成26年	2月	5日	諮問受理
平成26年	3月	10日	諮問庁意見書受理
平成26年	7月	24日	審査（平成26年度第1回審査会第一部会）
平成26年	9月	25日	審査（平成26年度第2回審査会第一部会）
平成26年	12月	4日	審査（平成26年度第3回審査会第一部会）